

第一号基礎的電気通信役務提供方法等報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載
すること。)
連 絡 先(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担
当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記
載すること。)

電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供(変更)を行う区域	
その他参考となる事項	

- 注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別葉とすること。
- 2 電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれかによるものかを記載するとともに、当該第一号基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。
- 3 予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する第一号基礎的電気通信役務について記載すること。
- 4 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。
- 5 参考となる資料があれば添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。